

協 定 書



「避難所における情報収集及び停電対策等の支援に関する協定書」



避難所における情報収集及び停電対策等の支援に関する協定書

北九州市（以下「甲」という。）と社団法人北九州電設協会（以下「乙」という。）は、北九州市内で災害が発生した場合の避難所における支援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時の避難所における情報収集及び停電対策等に関して、乙が甲に対して支援することにより、避難所の機能を強化し避難者生活の安定を図ることを目的とする。

（支援の範囲）

第2条 乙の甲に対する支援の範囲は、次の各号に掲げる内容とし、支援対象とする避難所については別に定める。

- (1) 避難所へのアンテナ設置のための事前電波調査及びアンテナ接続のための同軸ケーブルの事前製作とその甲への貸与
- (2) 甲が開設した避難所におけるテレビとアンテナとの配線作業
- (3) 甲が開設した避難所が停電状態となった場合における簡易照明器具等の設置と発動発電機等による電源の確保
- (4) 甲が開設した避難所で使用する電気機器に対する発動発電機等を用いた電源の供給
- (5) 大規模震災時等に乙の会員事業所（以下「事業所」という。）の周辺で、市民等による救助救出活動が実施される場合における、事業所保有の資機材の市民等への貸与

（支援の要請）

第3条 甲は、必要に応じて前条第1号に規定する支援を乙に対して要請することができる。また甲は、災害時に必要があると認められる場合、前条第2号から第5号に規定する支援を事業所に対して要請することができる。

- 2 前項の規定による甲の事業所に対する要請は別に定めた連絡体制に基づき口頭により行い、要請後、別に定める様式に基づき速やかに文書を送付する。

（支援の実施）

第4条 前条により支援の要請を受けた事業所は、速やかに甲に対する支援を行うものとする。但し、乙の協会員が安全に動ける状況を確認した上で支援

を行うものとし、事業所の被災状況やその他の事情により支援が困難な場合は可能な範囲での対応とする。

2 乙は、前項但し書の場合、甲に対して直ちに報告を行う。

3 乙は、支援作業の終了後、別に定める様式に基づき遅滞なく甲に報告するものとする。

(費用)

第5条 第3条各号に規定する支援にかかる費用は、乙の負担を原則とする。

(災害時における情報提供)

第6条 甲及び乙は、災害発生後、相互に速やかに連絡を取るよう努めるものとし、また、被災状況等について相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、または疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(秘密の保持)

第8条 甲及び乙はこの協定に基づく業務により知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を第1条に掲げる目的以外に使用してはならない。また、秘密情報を互いに事前の承諾を得ずに第三者に対して開示・漏洩してはならない。

(相互連絡)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく甲に対する乙の支援が円滑に行われるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、必要に応じて意見交換会を実施するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定書に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、速やかに決定するものとする。

(その他)

第11条 本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、締結の日から効力を生ずる。
- 2 避難所の運営支援事業等の試行運用に関する覚書（平成19年11月1日改定）は廃止する。

附 則

協定内容の見直しに伴い、避難所における情報収集及び停電対策等の支援に関する協定書（平成20年12月18日締結）を一部修正する。（令和5年3月29日）

令和 5 年 3 月 29 日

甲 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市

代表者 北九州市長 武 内 和 久



乙 北九州市小倉北区井堀五丁目3番3号

一般社団法人 北九州電設協会

会 長 池 上 秀 一



